

な連携等、二十一世紀に向けた経済社会の構築に真剣に取り組んでいかなければなりません。

小渕前総理が志半ばにして病に倒れ、退陣されたわけでございますが、新たに任命された森総理のもとにおいても、これまでと同様、国民の御期待にこたえるために通商産業行政に全力を挙げてまいりたいと考えております。

委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○中山委員長 堀屋経済企画庁長官。

○堺屋国務大臣 経済企画庁長官の堀屋太一でございます。小渕前総理大臣の思いがけない病から内閣がかわりましたが、引き続きこの大役を担当することになりました。

我が国の景気動向は、民間設備投資に前向きの動きが広がるなど、緩やかな改善を続けておりますが、消費の回復力は弱く、なお万全とは申しがねる状況でございます。

政府は、これまで、公需から民需へのバトンタッチを行っており、景気を本格的な回復軌道に乗せていくとともに、搖るぎない経済の構造改革を推進するため、経済新生対策を初めとする諸施策を推進してまいりました。新内閣においても、前内閣の施政方針を継承しながら施策の発展を図り、経済運営に万全を期してまいる所存でございます。

また、消費者契約法案は、今国会に提出し、既に本委員会においても御審議いただいております。新内閣としては、国会に対し、引き続き同法案の審査をお願いしているところでございます。何とぞ、引き続き御審議の上、御賛同くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

本委員会の皆様方の御支援と御協力を切にお願い申し上げる次第でございます。(拍手)

○中山委員長 内閣提出、消費者契約法案及び百四十六回国会、菅直人君外三名提出、消費者契約法案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として、中川正春君の質疑の際に厚生省老人保健福祉局長大

塚義治君、吉井英勝君の質疑の際に経済企画庁国民生活局長金子孝文君、知久馬三子君の質疑の際に経済企画庁国民生活局長金子孝文君、法務省から法務大臣官房司法法制調査部長房村精一君及び民事局長細川清君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春でございます。先ほどからそれぞれの大臣のごあいさつをお聞きしておりますので、景況感に触れられております。絶えず数字の上ではというか、これまでの発表の中で、やつと明るさもどこかで見えてきたぞといふようなニュアンスであります。実は、こうして選挙が迫つてきまして、私たち、とみに地元に帰りまして、民の声というか、それぞれ現場の声を聞く、そしてその中に入つていつているわけですが、非常に現実の感覚というのは厳しいものがあるように思つております。

特に、地方での中小企業が、その流れの中でいつも優勝劣敗のきつい構造変革が起つてきていて、金融監督庁がいろいろ検査に入つているその基準といふことを聞いています。このときには、まだまだ変化の胎動はないんじゃないかということで、企画庁長官がフライングしたんじゃないかといふことも言われました。ところが、昨年の前半は比較的予想以上にいい形になりました。

私たちは、一昨年の暮れに、九九年度の、すぐこの間終わつた年度でございますが、九九年度の日本経済の成長率を〇・五%プラスと言いましたけれども、当時、プラスと言つたところはほとんどございませんでした。日本に四十七の機関が予測をしておりますが、そのうち四十五がマイナス、〇・〇が一つ、〇・二%プラスが一つ、国際機関が二つございました。そういう中で〇・五%プラスと言つたので、非常にまた強気だと言われました。

さておきたいというふうに思うんです。ある意味では、どうも、経企庁の説明とそれから現場の感覚が合つてきていません。言葉が本当の意味で生きていらないというような、そんな限界が今まで出てきていたんじゃないのかというふうにも思うわけであります。

これだけに、非常に先ほどのような景況感といふのが白々しくといいますか、現実とは違つたその後流れがある、そんなふうにまず冒頭申し上

げておきたいというふうに思うんです。ある意味では、後半下がるという予想でございました。これは、後半下がるという予想でございました。それで、これまた政府の中でも外でもいろいろ物議を醸しました。けれども、ちょうど今見ますと、大体その近傍に行くんじやないかと思つています。

これについても、もし冒頭、この契約法に入つて行く前に、コメントがあればひとつお聞かせいただきたいと思います。

【委員長退席、小林(興)委員長代理着席】

○堺屋国務大臣 私が就任しましてから、経済企画庁は、景気の動向について正確に、正直に、迅速に答えるということをモットーとしてまいりました。

まず最初、一昨年の秋でございますが、私は、日本経済はデフレスパイラルの入り口を通り過ぎておりまして、景況感に触れられております。関係者といたしましてはかつてなかつたような厳しい表現でございまして、少し波紋を呼びました。しかし、まさにそのとおりでございまして、当時の金融再生法、これは民主党さんにも非常にお世話になつた法案でございますが、あるいは二十九円の貸付保証枠等々、緊急経済対策を大胆にとりまして、ようやく一昨年の暮れ、変化の胎動と申しました。このときには、まだまだ変化の胎動はないんじゃないかということで、企画庁長官がフライングしたんじゃないかといふことも言われました。ところが、昨年の前半は比較的予想以上にいい形になりました。

そういうところで見ますと、やはりことしの一月ぐらいには、三ヶ月前よりも景気が悪くなつてゐるというのがやや多かったです。ところが、最近になりますと、ややよくなつてきている、二、三ヶ月後にはさらによくなるだろうという感覚がそういふ方々の間でもかなり広がつていています。

そういう意味で、まだまだ全体としては厳しさを脱していいということは重々申し上げておることでござりますけれども、やはり少々明るさが出てきているんではないか。特に、ITを中心とする設備投資などはよくなつてきておりますし、その関係でまた商店街でも最近は空き店舗がかなり埋まつてきているというような統計も出てきております。まだ模様とはいながら、一時よりはよくなつてているという感覚を持つております。

○中川(正)委員 これから先、六月のGDPの発

表の時期と選挙の時期とちょうど重なりましてタイミングが合うわけですが、そのときにぜひ、去年の例からいきますと前半は恐らくいいんだろうと思つますが、その後のこともありますよといふことも含めて、あるいは生活実感も含めて、本当に公平なといいますか、政治中立的な発表を心がけていただくよう改めて要望しておきたいと、いうふうに思つております。これは要望です。もう返事は、そうしましようということなんでしょうから、結構です。

それではこの法案に入つていきたいというふうに思つてますが、最近の社会現象の中では、特に新しい分野といいますか、金融関連で、例えば商工ローン、サラ金あるいは保険金殺人といふようなもの、この金融分野での契約をめぐるトラブル、というよりも、その契約行為を通じながら、非常に多くの犯罪なりあるいはトラブルに結びついていくような問題、あるいはもう一つは、きょうの新聞の一面に大きく取り上げられておりますが、介護保険が導入をされまして、これは、全体の厚生省のこれまで措置という形態でやつてた一つの行政サービス、福祉サービスを、契約という基本的な新しい理念に切りかえていくこと、その大枠の中で介護保険がスタートしているのですが、そういう背景の中で非常に多くの問題を醸し出しながら今走り始めたこういうことですね。こういう新しい分野といいますか、物の売り買いでではなくて、特に福祉などあるいは金融とかというちょっと切り口の違う分野に対して、この新しい法律がどのように機能していくかということを、このことを一つの視点にしてお話を聞いていきたい、こんなふうに思つております。

義務をしながらつくつておられるか、そちらの方の仕組みをまずお聞きしたいというふうに思います。
○大塚政府参考人 ただいま先生からお話をございましたように、従来、あるいは一部今後もございましたけれども、いわゆる福祉サービスの中心は措置制度と言われる方式でございました。これが介護保険の場合には、利用者が事業者といわば対等な関係で契約をしていただき、それに基づいてサービスが提供されるという仕組みに変えるわけでございます。

それで、この点におきます契約、これは、通常言われます、当事者の意思表示と合意に基づきまして一定のいわば法律効果を生ずるという通常の契約の概念の範疇に入るものと思ひますけれども、ただ一方で、公的な制度でございますから、

介護保険制度という枠の中で、例えば事業者につきましてもさまざまな行政上のある意味での規制も、ただ一方で、公的な制度でございますから、契約の概念に基づきます契約という形でサービスが提供される、こういうふうに認識をいたしております。でも一定の制限、制約がある、限度額があるといったような、公的な制度によります条件と申しますようか前提がござりますが、本質的には当事者との合意に基づきます契約という形でサービスが提供される、こういうふうに認識をいたしております。

○中川(正)委員 当然この消費者契約法の方は、介護保険を含めて福祉の分野での契約というのはこの法律の範疇の中に入るんだ、こういう前提でつくられておるんだろうと思うんですが、そこをちょっとと確かめておきたいと思います。

○堺屋国務大臣 御指摘のように、消費者契約法は民法ルールでございまして、消費者と事業者との関係を全体として漏れなくカバーしております。

○中川(正)委員 そこで一つお尋ねをしたいんです、労働関係、労働契約を除きまして漏れなくカバーしておりますので、福祉の契約も、契約といふ概念の範疇ではこの法律の対象となつておりますが、恐らく両方すり合わせをしながら仕組みます。きょうはちょっと参考人へ来ていただきましたが、介護保険を組み立てるときに消費者契約法も同時に進行的に議論が進んでいたわけありますが、恐らく両方すり合わせをしながら仕組みます。きょうはちょっと参考人へ来ていただきますが、この福祉の場合は、サービスを受けるいわね。そこで、その介護保険制度の中では契約といふ概念をどうふうに認識をしながら、あるいは定

うのが介在するんですね。

まず一つは、金品の支払いからいきますと、保険料で保険組合をつくつて、そこでサービスを受けた消費者に直接その保険金がおるんじやなくして、サービス事業者、提供者に對してその保険金がおりる、いわゆるサービス料金がおりる、こういう形態ですね。この場合に、その第三者といふ業者になるわけですが、この保険事業者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託をし、当該委託を受けた第三者を含めて第四条第一項から第三項まで規定する行為をした場合について準用するというところでございます。また、「この場合において、当事者の間における保険契約の締結については、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替える」というのがございま

す。

つまり、本人、介護を受ける本人がおられまして、それから介護事業者がおられて、その間に第三者としてこの保険事業者というのが介在する、こういう形になるわけでございますが、契約自身はやはり事業者と消費者という形になることは変わりございません。

○中川(正)委員 そのところがちょっとと違つと違うのですね。

今、国民の感覚でいくと、政治問題化しましたけれども、保険料を払うか払わないかという話があつたでしょ。国民が保険料を払うという意識は、保険者と国民の間にそれなりのサービスがあるのだ、いわゆる介護サービスというものがいるのだという前提で保険料を払うわけです。それが払わなければなりませんので、これは経済的にも相当負担がある。したがいまして、これを俗に申し上げますと現物給付と申しますけれども、一割は御負担いただきますけれども、直接事業者に九割分をお支払いする、こういうふうな法律の規定によります一種の擬制をしております。

しかし、そういたしますと、まず全額を利用者は払わなければなりませんので、これは経済的にも相当負担がある。したがいまして、これを俗

と肝心なところがカバーできないのじゃないかなという気が私はするのですが、これは契約として成り立っているのじやないですか。

保険者に對して保険料を払うということと、それが原則的には、保険者は被保険者つまり利用者になります。通常の民間保険ですとここは契約といふことになりますが、介護保険制度におきましては介護保険法という法律でその形を決めておるわけでございますから、本質的に、広い意味での契約といふ理解をできないわけではございませんが、法律上は契約ではございませんで、法律制度、公法によります制度でございます。

そこで、被保険者と保険者との関係で申しますれば、一定の条件を満たして、一定の条件を満たす事業者と契約を結びサービスを受けた場合に、保険者が一定の給付をする、こういういわばお約束、これは根拠は法律でございますけれども、お約束がございまして、法律上の立て方といたしましては、原則的には、保険者は被保険者つまり利用者にお金を支払うというのが法律の原則上の建前でございます。

ですから、基本的には保険者が被保険者にお支

者本人にお支払いをしますけれども、これも現実の御要請にこたえまして、法律の規定によりまして直接事業者にお支払いをする、これで保険給付が行われるという擬制をしておるわけでござります。こういう仕組みで現在の介護保険法は成立をいたしております。

○中川(正)委員 それが介護保険法の方ですね。こちらの消費者契約法の方でいった場合には、私は、法律でそう規定がしてあって、どちらにしたって保険契約に違ひはないと思うのですね、この介護保険制度というのは、それはどうですか。だから、さつきの、保険者が媒介をするという説明をされましたけれども、これは媒介じゃなくて、我々の意識もこれはやはり保険契約なんじゃないかというふうに私は思うのですが、どうでしようか。

○堺屋国務大臣 ちょっと言葉の、用語の使い方が、私が不正確だったと思います。消費者と事業者の間に契約がございまして、その消費者と保護者の間には保険契約がある。それで、実際の介護は事業者と消費者の間、そしてそれに、今説明がありましたように、保険金が本来なら消費者に払われるべきところを事業者に払われている、これを今、媒介という、ちょっと言葉が悪かったと思います。

○中川(正)委員 そうすると契約ということになるとわざですね。

そうなると、もちろん保険契約の中にそれを履行していくとか、保険の内容をしっかりと実現していく、実行していくことが大前提になるわけです。それと同時に、その契約の中身といふのが、具体的に言えば保険料率、保険金ですね、これが将来にわたつてちゃんと説明されなければならないということですね。

そういう意味からいって、どうも国でやつてはいる今回の介護保険制度そのものが、この契約法の趣旨に大分違っているといいますか、問題の多い保険契約なんじゃないか。そういう意味で具体的に新聞が取り上げて、いろいろ問題がありますよ。

ということになつていてるわけです。これは国がつくり出した装置ですから、その装置を実質運営しているのは、地方自治体が中心になつて運営しているのですよ。だから、そういうことになつてくる可能性も十分考えられるということじやないですか。

○堺屋国務大臣 先ほども申しましたように、この消費者契約法は民法の全体を覆つてある特別法でござりますから、いろいろな契約を予定しておられます。そこで、介護契約は、介護保険の問題は國が定めた特別法できておりまして、そこで問題が起りますとすれば、この契約法全体の中で國が違反しているというような事件が起らなければなりませんけれども、のために國及び自治体がそれを十分な手當をすべきだ、こういう議論になつてくるだろうと思うのです。

それができるかどうかというのは、この契約法の問題であるよりは、介護保険そのものが、國があるいは國が定めました各自治体が本当にできるかどうかという状態でございまして、それが大きく違うということになればこの法律の範疇に入つてくる可能性はあると思います。

○中川(正)委員 もう一度、別な角度から確認をしたいんですが、厚生省はこれを個別法で仕組みをつくりました、こうしたことですね。契約法は一般法令として全部に行き渡りますよ。だから、どちらが優先するかという問題じゃなくて、この個別法も、それから一般的な今回準備がされておるこの法案も、両方とも有効ですよということですね、先ほどの答弁は、もう一回。

〔小林(興)委員長代理退席、委員長着席〕
○堺屋国務大臣 もちろん、個別法としての介護保険法と、それから一般的な民法の規定として、民法の特例としての契約法と、両方ともかかります。

それはやはり、國を相手取つて訴訟をするということはあり得ると思います。そういうことにならぬようには國はやらなきゃいかぬということだと思います。

○中川(正)委員 という見解なんですが、厚生省の方は先ほど自分のところの個別法で説明をされました。特に、こういう形で契約法という話が出て、住民のサイドもこれは契約なんだという意識がしつかり出てきたら、恐らく訴訟は出でてくるだろうというふうに思うんですね。そういう前提出で厚生省の方はこの契約という言葉を、当初の話でいけば、同じ話ですよ、同じ言葉の意味合いは國が定めた特別法できておりまして、そこで問題が起りますとすれば、この契約法全体の中で國が違反しているというような事件が起らなければなりませんけれども、そのため國及び自治体がそれを十分な手當をすべきだ、こういう議論になつてくるだろうと思うのです。

それができるかどうかというのは、この契約法につきましては、さまざまな法律のいわば組み合ふふに解釈をされていますか。

○大塚政府参考人 各種の行政施策あるいは制度につきましては、さまざまな法律のいわば組み合ふふに解釈をされています。

○中川(正)委員 もう一度、別な角度から確認をしたいんですが、厚生省はこれを個別法で仕組みをつくりました、こうしたことですね。契約法は一般法令として全部に行き渡りますよ。だから、どちらが優先するかという問題じゃなくて、この個別法も、それから一般的な今回準備がされておるこの法案も、両方とも有効ですよということですね、先ほどの答弁は、もう一回。

先ほど私の御説明の中で、保険の仕組み、利用者と、市町村が保険者であります保険の仕組み、これも一種の保険の理念を使ってはおりますけれども、法体系といたしましては介護保険法に基づきます公的な仕組みでございまして、例えば被保険者に入るかどうかというのは本人の自由意思ではございません、これは義務でござります。もちろん、これに対して一定の給付をするというのは市町村の自由ではございませんで、義務でござります。法律に基づく義務でござります。したがつて、いわゆる契約とは法律的な性格を異にいたします。

その前提といつたしまして、当然、地方行政を担当いたします市町村が保険者でありますから、保険料の設定、サービスの給付につきましては適切な水準、適切な施策をとるべきでございますし、また、保険料につきましては条例で決めています。

○中川(正)委員 その論理がまかり通るとすれば、自動車保険なんかの自賠責もそれになるんですね。あれも保険じゃないと、どういった意味で、介護保険制度の保険の仕組みのその部分は公的な制度でございます。

○中川(正)委員 その論理がまかり通るとすれば、自動車保険なんかの自賠責もそれになるんですね。あれも保険じゃないと、どういった意味で、介護保険制度の保険の仕組みのその部分は公的な制度でございます。

○大塚政府参考人 非常に基礎的なことを申しますが、保険の理念を採用することは恐縮でございますが、保険料と申しますと、保険料と申しますことは間違います。

それはどういうことかと申しますと、保険料という形をちやうだいして、一定のリスク分散をして、必要な保険事項が生じた場合に給付をする、そういう意味では保険の理念を採用しておりますが、民法上の契約かと言われますと、その根拠は法律でございまして、契約の基本でござります当事者の自由な意思に基づくもの、合意ということではございませんので、そういう意味での契約ではない、公法上の制度だと申上げたわけになります。

○中川(正)委員 自賠責も同じことなんですね。あれは法律でちゃんと定めて、強制保険で強制的に取られ、リスク分散して運用している。問はるということの中でも、この介護保険制度も契約なんですよ。

経済企画庁の方は、この法案があまねく定義されるということの中でも、この介護保険制度も契約なんですよ」という答弁をさつきされましたね。そういう意味では、そういうふうに受け取つていかないところからの厚生省の措置から契約にという話にはなつていないんだろうというふうに思つんですね。これは聞いていると、本来は、それぞれの分野でこうした調整をした上でこの法案とい

うのがまあねく適用される、そうした形で消費者を保護していくこと、どうな意図だつたろうと思ふんですが、このこと一つとつてみても答弁に食い違があるということなんですが。

○堺屋国務大臣 食い違つております。

私が契約と言つたのは、介護を受ける消費者と介護をする事業者の間が契約。介護を受ける、保険に入る人、これは公法的関係ですから、今のこの、繰り返し言つておりますようにこれは商法でございまして、民法的関係です。

自賠責の場合は、自賠責に入らなければならぬといふ強制加入はございませんけれども、どこの保険会社と契約するかは私法的関係でございまして、これは契約概念になつております。

それから、この介護保険は介護保険法による公法的関係になつておりますから、この間は契約でございません。三者おりまして、事業者と消費者、この間が契約でございまして、保険者と消費者、保険に入る方との間は公法的関係になつております。だから、特別の法律ができておりますから、一般の民法がこの間では適用されないといふことで、同じでございます。

○中川(正)委員 私は、そうした形でその部分を使い分けるということ自体が、だんだん、ざる法にしていく根っこをつくりてゐるような気がするんです。まさにその部分に焦点を当ててやらないと介護保険制度なんというのは成り立ちませんよ。そういう保険制度であるんだという前提で国民はそれを理解して、保険料を払うんだと思ってるわけですから。

○堺屋国務大臣 そういう公法的なものとしては、例えば年金保険とか幾つかやはり國で定めたものもございまして、今の自動車保険は、幾ら幾らまで第三者に対する危害があるから強制しておりますけれども、A保険会社をとるか、B保険会社をとるかというのは消費者の選択の中で全く私法的な関係になつております。

この今の介護保険とかあるいは年金保険とかいふのは、保険という名前はついておりますが、そ

ういうのはやはり公法的関係。行政で処理しているものは、消費者契約法、要するに民法体系の中には入らないようになります。

○中川(正)委員 一般に、契約という観念からいって、それは法理論はそうなつていくかもしかねないけれども、常識で通じないですよ。これは常識の問題だと思うんです。

しかも、厚生省は何を言つてゐるかといつたら、そういう形で、公的サービスをこれまで措置はございません。三者おりまして、事業者と消費者、この間は契約でございまして、それが契約なりかえていますよと胸を張つて言つてゐるんですよ。だから、その胸を張つて言つてゐる厚生省のスタンスに對して、これからこうした契約法でやつていかなきやいけないというのは、契約なんだから、弱い者の立場、これは国民ですよ、片方は公権力ですよ、この公権力に對して国民がちゃんと守られていくようにならしめましょうというふうな、そうした立場に立つて初めてこの法律が生きてくるんじゃないかな。これは常識だと思うんですけれども。

○堺屋国務大臣 そこはちょっと違うのでございまして、この消費者契約法で守らうとする、そして契約になつたということを盛んに申しておりますのは介護事業者と介護される消費者の関係でございまして、その保険者といふものは自治体ですね。この自治体との関係でござりますと、自治体に對して民法でといふのはやはり守り切れないのです。それは行政的な措置、行政法きちんとやるべきだ、そういう強い力をやはりかけておかないとけないんじやないかという気がするんですね。

ここも契約で自由に出られる、契約でしたら当然選択があるわけですが、この町がいいとかあれば、その町がよさそぞうだとかいうようなことになりますとかなり難しい問題が生じますので、ここはやはり行政としての一つの務めだらうと思うんですね。だから、競争をつくることによってより高い介護をつくりたい、つくるべきだとおっしゃる優秀な介護業者、介護体制を整えるか、これがやはり行政としての一つの務めだらうと思うんですね。だから、競争をつくすことによってより高い介護をつくりたい、つくるべきだとおっしゃるのはわかりますが、それは行政が保険の部分を持つてゐるからできないということではないと思

うと思いますが組合なんです、独立した。だから、これはそうした意味でもおかしいと思います。それから、まさにさつきの厚生省の意図からいえば、介護保険でサービスを、いわゆる保険者の効率を競争しましょ、こつちの自治体よりもう違いますよという形で競争をさせましょうというの、またこれが介護保険の理念なんですね。そういうところと保険契約をするんだというのは、これは当たり前のことといいますか、それが契約なんだと思うんですね。

法律では構組みだけつくなわけですから、中のマネジメントとそれぞれの保険料初めサービスの供給量というのはその保険者が決めていきますよ、こういう中身ですから。これはどうしても納得できないんです。

○堺屋国務大臣 委員の、各自治体、組合、一部事務組合もあるでしょうけれども、そういうところに競争してもらつてよりよい内容にしていきたいたい、これは非常によくわかるんですが、民法的な契約でなくとも、自治体間、行政間の競争といふのはいろいろな形を通じて存在するわけですね。公共事業であれ、学校教育であれ、そういうものは存在するわけです。これは大いに進めなきやいけない。

そして同時に、消費者と事業者、この消費者と事業者の間に、事業者を複数にすることによってまたこの競争を守り立っていく。それを、できるだけいいところを導入するとか啓発するとかいうような形で自治体が守り立っていく。自治体の役割というのはあくまでも保険者として一定の金額を提供することでございまして、その中でどういふべきだ、そういう強い力をやはりかけておかないとけないんじやないかという気がするんですね。

○中川(正)委員 私は経企庁に聞いたのです。こちらの法律です。

○堺屋国務大臣 ケアマネジャーは、ケアプラン作成事業者ともいいますけれども、介護サービス業者との関係については、介護保険制度におけるケアマネジャーの位置づけを踏まえて検討されるべき問題があると思います。

仮に、介護サービス業者から媒介をすることを委託を受けているという場合であつて、要介護認定を受けた介護サービスの利用者に対して、この法律の第四条一項、内容のところですね、から三項目までに規定する行為をした場合、つまり故意の虚偽とかいうのですね、本法第五条一項の規定により、介護サービス自体について契約の取り消

きちつとこれをフォローできるような、そういう公表の仕方を国会というこの場を活用して行つていただきたい、こういう趣旨の質問でございます。

○堺屋国務大臣 データは速やかにかつ正確に報告しておりますので、国会の場でも、もしそういうようなことで特に御質問等がありますれば、正確にお答えできると考えております。

○石毛委員 さまざまに、高齢者白書ですか、いろいろな白表紙のホワイトペーパーといいましょうか、議員に配付されておりますし、それをもとにして審議もできるですから、ぜひとも国会の場に持ち込んでいただけますようにということを要望させていただいて、次の質問に移ります。

消費者問題に関する紛争処理に関しましては、もちろん行政が先ほど来の消費生活センターといふような機関を通じて受けとめているということもございますけれども、今、非営利の活動団体、NPOの団体がさまざまな分野で取り組んでおります。

環境ですか福祉、人権、男女共同参画、今いわゆるNPO法では事業を推進できる中身は長官御存じのとおり十二種類に限定されているわけですけれども、消費者の利益を擁護し推進する活動、こういう意味で、行政機関とともにNPO団体が相談あるいは紛争処理の支援活動に携われるよう、NPO法を改正してこの分野もぜひとも市民活動が参画できるよう、NPO法の次の改正のときにはこれを実現していただきたいと思うわけですけれども、いかがでございましょうか。

○堺屋国務大臣 このNPO法、特定非営利活動法人の制度でございますけれども、これはもともと議員立法でおつくりいただきまして、立法院の方で御検討いたしたことになつております。私どもの方といたしましては、国民生活審議会等を経まして、できるだけ資料を提供する等のお手伝いをさせていただきたいと思っておりますが、本来、議員立法として立法院の方でお考えいただければいいのではないかと考えております。

十一の項目でございますけれども、これも議員立法のときにいろいろと御検討いただいたことでございますが、消費者の関係も、この中で一から十二まで非常に幅広くとつておりますので、かなり消費者関係の運動もこういつた十一項目の中に入つてきている現実はあると思つております。

○石毛委員 議員立法ということですから、また必要があるかと思いますけれども、例えば人権に関するというところに入れようと思えば入れられますし、社会教育というようなところでも入れようと思えば入れられると思いますが、消費者教育あるいは消費者の利益の擁護という、消費者といたすりの概念というのを、やはりイメージが社会的に定着するという意味で非常に重要な私は考えておりますとということを申し述べさせていただきたいと思います。

次の質問でございますけれども、今度は法案に戻りまして、第四条の第二項に関しまして質問をいたします。

前回の質疑でも大いに議論になつておりました「故意」に関するところでございますけれども、ちょっと時間の関係で間の質問が飛んでいたりしますけれども、どうぞお許しください。

「故意に告げなかつたことにより」という、この故意に告げなかつたこととの立証は消費者側にあらざまにうそを言つたということの証明、そして、それでその人が必ず利益を得ると思っていたという証明、この二つをしなきゃいけない民法に比べますと、こちらはかなり緩和された要件で、取り消しに持ち込むのがはるかに易しい、はるかにではないかもしれません、かなり易いと思つております。

○石毛委員 民法の場合は二重の意思ということですから、おっしゃるとおりすごく難しいでしょうし、だからこそまた消費者契約法で、民法ほど厳しい立証責任がなくともということでつくられたんだと思いますけれども、長官にお尋ねしたいと思います。

失礼な表現になると思って、あらかじめお許しあさといいうふうに申し上げますけれども、例えは、長官が中古車を販売する事業者でいらっしゃる中古車が欠陥を持っている中古車であつたとあります。あえてそれを言わなかつた。石毛委員が事故車は買いたくないということを思つておられるの車を知つていながら自分が隠していたといふような場合でござりますと、当然ディーラーである以上は、それを修繕している、そういう過程を知つておりますから、これは事故車であることを知つたはずだというのはかなり証明できると思うのですね。

○堺屋国務大臣 ボーダーラインのところを言わると確かにそうなんですねけれども、例えば今先生のお挙げになつた例で、私がディーラーで、事故車だった。それで、それは修理しているから今動いているのですが、事故を起こした車であつたというのは大きな欠点だ、その商品の欠点だと思います。

車としての効用を果たすものだというふうに信じて買つたけれども、買つてみたら別の欠陥がつづつと御答弁になつてしまつしやると思います。民法に比べれば立証はしやすいのでしょうかとも、事業者と消費者の間で何か事案が生じましたときには、立証がしやすいかどうかというのことは、これはなかなか難しいことなのではないでしょくうか。もう一度長官に御答弁をお願いしたいと思います。

○堺屋国務大臣 具体的なケースになりますといふいろいろ難しいときもあると思うので

ですが、民法の二重の意思というものですね、まず、相手にこれをだましてやろうという思想があり、そして、それによって自分が利益を得ようという意思がある、この二つの要件を満たさなければ、これは單に知らないながらということで、この故意という概念が非常に、不利益事実の不告知でありますとかあるのは断定的判断でありますとかいうことが、相手は消費者の方が知らないであろうということを知りながら言わなかつたということでございますから、かなりそこは違つてくると思います。

個々のケースになりますと、どういうケースが出てくるか、いろいろな場合がありますが、あからざまにうそを言つたということの証明、そして、それでその人が必ず利益を得ると思っていたといふ証明、この二つをしなきゃいけない民法に比べますと、こちらはかなり緩和された要件で、取り消しに持ち込むのがはるかに易しい、はるかにではないかもしれません、かなり易いと思つております。

立証というのは、確かに長官おっしゃられるようにならなかつたんだというふうにおっしゃられたら、それ以上、いや、本当は知つていたんでしょうとういうふうにユーザーとしてはなかなか言えないだら、かなりそこは違つてくると思います。

立証というのには、確かに長官おっしゃられるようにならなかつたんだというふうにおっしゃられたら、それ以上、いや、本当は知つていたんでしょうとういうふうにユーザーとしてはなかなか言えないだら、かなりそこは違つてくると思います。

立証というのには、確かに長官おっしゃられるようにならなかつたんだというふうにおっしゃられたら、それ以上、いや、本当は知つていたんでしょうとういうふうにユーザーとしてはなかなか言えないだら、かなりそこは違つてくると思います。

立証というのには、確かに長官おっしゃられるようにならなかつたんだというふうにおっしゃられたら、それ以上、いや、本当は知つていたんでしょうとういうふうにユーザーとしてはなかなか言えないだら、かなりそこは違つてくると思います。

立証というのには、確かに長官おっしゃられるようにならなかつたんだというふうにおっしゃられたら、それ以上、いや、本当は知つていたんでしょうとういうふうにユーザーとしてはなかなか言えないだら、かなりそこは違つてくると思います。

かなり示しやすい、事実修繕にあなた関係したじやないですか? どうも、証明しやすい部分が相当あると思いますね。

○石毛委員 いや、事故車であるということをディーラーは自動車を扱っているから当然知っているはずというふうに言えば、知つてましたと言われるでしようか。

それから、私は自動車の流通というのはよくわかりませんけれども、ディーラーとディーラーとの間で事故車であるかどうかに触れずに車が売買され、要するにマーケットがA店からB店、C店へと移動しているうちにそういうものがわからなくなつて、でも何か調子が悪いとかなどいうことで、振り返つてみたら、事故車であつたかどうかということと別にこういう欠陥があつたというようなこともありますけれども、そう簡単に、ディーラーが故意に隠していたというようなことは、故意かどうかということは立証は難しいのじやないでしょうか。

○堀屋国務大臣 故意というのは、知つていながらという意味でございますね。だから、相手がそれを知つていたかどうかといふことは、おっしゃるようく水かけ論になる可能性はかなりあります。それは詐欺の場合でもそうですが、現実に水かけ論になる場合があると思いますが、今のように、例えば、この車を見れば、ディーラーといふのは事業者ですから、事業者なら必ず車に詳しいはずでございます。消費者よりは詳しいはず。その事業者が見て、これはこういう修繕をしているといふことはやはり一応見ているはずだといふふうなことは、かなり言いやすくなつてくると思うのですね。

○石毛委員 今申しましたように、事業者はこの立証には至らないですね。

○堀屋国務大臣 今申しましたように、事業者はあつて継続反復してその商売をしている人はこの程度のことは当然知つてゐるはずだということは言えても、ぎりぎりのところへ来て、だんだん程度が薄くなつてきて、実は知らないんだと言われるでしようか。

それから、私は自動車の流通というのはよくわかりませんけれども、ディーラーとディーラーとの間で事故車であるかどうかに触れずに車が売買され、要するにマーケットがA店からB店、C店へと移動しているうちにそういうものがわからなくなつて、でも何か調子が悪いとかなどいうことで、振り返つてみたら、事故車であつたかどうかといふことと別にこういう欠陥があつたというようなことがありますけれども、そう簡単に、ディーラーが故意に隠していたというようなことは、故意かどうかといふことは立証は難しいのじやないでしょうか。

○堀屋国務大臣 そこで、実効性担保というような観点からも要請したいのですけれども、やはり故意であつたかどうかといふことを消費者側が立証するというのではなかな難しい問題だと思いますね。

○石毛委員 そこまで、実効性担保というような観点からも要請したいのですけれども、やはり故意であつたかどうかといふことを消費者側が立証するというのではなかな難しい問題だと思いますね。

実際の取引の現場に行きますと、ボーダーラインというのは、法律でここまでとんと切るといふのはなかなか難しい問題だと思いますね。

○石毛委員 そこで、実効性担保というような観点からも要請したいのですけれども、やはり故意であつたかどうかといふことを消費者側が立証するというのではなかな難しい問題だと思いますね。

○石毛委員 そこまで、実効性担保というような観点からも要請したいのですけれども、やはり故意であつたかどうかといふことを消費者側が立証するというのではなかな難しい問題だと思いますね。

○堀屋国務大臣 そこで、実効性担保というような観点からも要請したいのですけれども、やはり故意であつたかどうかといふことを消費者側が立証するというのではなかな難しい問題だと思いますね。

○石毛委員 これから、消費者契約法の実際の有効性に関して各地でさまざまに起つてくる消費者紛争、これをどう概念的に整理をしてもう一回消費者契約法にインプットし直していくかといふのは非常に大切なところだと思いますので、同一案件の反復をもつて立証責任にかかるというような方向性を、法律ですからそう簡単にはここを変えてくださいといふ話ではありませんけれども、ぜひともその方向性に動いていくように努力を要請したいと思います。

同じこの条項に関してでござりますけれども、「当該消費者の不利益となる事実」の括弧の中の文章でありますけれども、「当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきもの」、この「消費者が通常考えるべきもの」という概念は、故意というふうにみなすとか、その事実があるけれども、同じような事案がいろいろと消費生活センター等々の相談に上がつてきましたような場合に、そういう事実関係のある程度の集積をもつて、この件は、故意といふふうにみなすのです。

○堀屋国務大臣 事業者の側から見ると、個々の消費者がどの程度の認識水準を持っておられるかがなかなか推しはかれないとこがござりますけれども、一般的にこの商品は例えば入れ歯でござりますと、これは大体高齢者が使うものだとわかつておりますよね。そうすると、入れ歯については、大体高齢の方々が持つておられるようないふふうに、消費者を、その属性と申しましようか、生生活経験ですとかそうしたことベースにしてあるいは若者消費者が通常考えるべきものといふふうに、消費者を、その属性と申しましようか、生生活経験ですとかそうしたことベースにしてある一般的に、その商品のマーケットが平均的に高齢者である、あるいは子供である、少年であるといふふうな場合にはそれに応じたものがあると思いまます。

○石毛委員 わかりました。

消費者被害といいますのは圧倒的に若者と高齢者が多いというのが最近の特徴であるというのには、もうどなたも周知の事実になつていていますので、消費者弱者と言つたらよろしいでしようか、そうしたことに対する配慮をする、ぜひともそういう運用をしていただきたいというこ

とを要望させていただきたいと思います。最後の質問になりますけれども、前回のこの委員会でも何人かの委員から質問が出されておりましたけれども、差しとめ請求権、団体訴権についてでございます。

ドイツの不正競争防止法では、啓蒙と相談により消費者の利益を擁護することを定款の任務の一つとする権利能力を有する団体ということをございますので、先ほどのNPOをぜひということともかかわりますけれども、そうした団体に不正競争の防止や不当な約款の規制のための団体訴訟を提起する権限をドイツの不正競争防止法では認めている。日本でも、消費者被害の未然防止はあるいは拡散防止というような観点から、消費者団体に差しとめ請求権、団体訴権を認めることが重要であるというふうに私は考えております。

民主党の法案には、この団体訴権を盛り込むことはできませんでしたけれども、大臣の権限行使するように、あるいは都道府県の知事の権限としてというような条文を立てさせていただきました。ぜひとも、被害の未然防止、拡散防止という観点から、差しとめ請求権、団体訴権を一刻も早く検討のテーブルにのせていただき、実現の運びを要請したいと存じますけれども、いかがございましょうか。

○堺屋国務大臣 この問題は、石毛委員も仰せのように、我が国の民事訴訟法の考え方方が絡んでおりまして、消費者団体というのを、当事者格や訴えの利益があるかないか、そういう問題も絡んでおります。

仮に新たな立法によって対応しようとしたましても、どのような法的理論を構築すればよいのか、どのような要件のもとにこれを行えばいいの

か、あるいはどんな団体に認めればいいのか。ドイツの場合にはいろいろそういう規定がつくられておりますが、日本の場合には、今司法改革も言われておりますが、司法制度の流れの中で十分にございましたので、消費者弱者と言つても思つておひどもそういう運用をしていただきたいというふうな意見がござります。今、日本でも司法制度についていろいろ議論がございますので、そういう中では検討されると要望させていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、前回のこの委員会でも何人かの委員から質問が出されておりましたけれども、差しとめ請求権、団体訴権についてでござります。

○石毛委員 消費者契約法を立案されました責任省庁、官庁といたしまして、そして当事者の訴えの立場からすれば、訴えの利益があるからこそ差しとめ請求権、団体訴権をぜひというふうに主張をしております。しかし、この立案にかかわりました責任省庁といたしまして、ぜひとも司法改革にも積極的な発言をしていていただきたいというふうに要請をさせていただきます。

終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中山委員長 海江田万里君。
○海江田委員 民主党の海江田万里でございます。これからおよそ一時間でございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

私は、どちらかといふと、商工委員会のこの消費者契約法よりも、例えば大蔵委員会で、今参議院で先議になつております金融商品取引法でありますとか、あるいは予算委員会などで、金融消費

者サービス法、こういうものを一日も早く制定すべきでないだらうかというふうなことを主張してまいりました。その意味では、この消費者契約法が政府提案になりました。その意味では、この消費者契約法の中でも、最初に目的のところで、開法の方で、本當はこれをぜひお目通しだければいいかなと思うのですが、幾つか論点がございます。

○堺屋国務大臣 まず、民主黨案も、読ませていただきますと、政府提案と同じように、消費者と事業者の間の情報力並びに交渉力の格差にかんがみて、消費者と事業者との間の契約の締結にかかる事項を円滑にしなきゃいけない、どんどんと従来の事前規制型から自由競争型になつていく中でそういうことが必要だ、こういう点で、この趣旨と目的、これはほとんど同様じゃないかというふうに考えております。

ただ、民主黨案の方は、かなり詳細な部分を総理大臣の権限に落としておられる。したがつて、恐らく政令か何かに書くことになるのだろうと思うのですが、その点は、総理大臣の指針、ガイドラインですね、指針または政令にゆだねるところがかなり多いものですから、国会で決めていただこうかといふうに考えたわけでございますが、そういう意味では、問題は、せっかくここで、消費者と事業者の間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみということを言つてゐるのが、

それから、民主黨案の方では、政府案に比べまことに該当するかといふと、情報の不提供による消費者の契約の取り消し権、不意打ち条項、契約条項に係る消費者有利な、そんなような思いがいっぱいございます。

私も、きょうの質問に当たりまして、政府提案を考えていかなきやならない問題だらうと思つておられます。今、日本でも司法制度についていろいろ議論がございますので、そういう中では検討されると要望させていただきますけれども、ちょっと、話が大きくなるという感じがしております。

○石毛委員 消費者契約法を立案されました責任省庁、官庁といたしまして、そして当事者の訴えの立場からすれば、訴えの利益があるからこそ差しとめ請求権、団体訴権をぜひというふうに主張をしております。しかし、この立案にかかわりました責任省庁といたしまして、ぜひとも司法改革にも積極的な発言をしていていただきたいというふうに要請をさせていただきます。

終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中山委員長 海江田万里君。
○海江田委員 民主党の海江田万里でございます。これからおよそ一時間でございますが、よろしくお願いをしたいと思います。

私は、どちらかといふと、商工委員会のこの消費者契約法よりも、例えば大蔵委員会で、今参議院で先議になつております金融商品取引法でありますとか、あるいは予算委員会などで、金融消費

後の方で、羊頭狗肉と言うよりむしろ龍頭蛇尾と言つた方がいいと思うのでございますが、どうも腰折れになつてしまつてゐるのじやないだらうか。

今、堺屋長官は、答弁の最後のまとめの中で、いわゆる消費者と事業者のバランスが必要じやないだらうかということをおつしやいましたけれども、まさに私はこの消費者契約法の場合、しかも目的の第一条で、消費者と事業者の間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみということを言つた場合、このバランスが、事業者の方に傾くのではなくて、あるいは事業者と消費者が同じてんびんのところでバランスがとれるのじやなくして、かなりの部分、消費者の方にウエートがかかって、それで初めてバランスがとれるのじやないだろか、そういうことを冒頭に目的のところで述べているフレーズだと思うのですよ、これは。そこのところはどうでしようか、バランスですかれども。

○堺屋國務大臣 経済企画庁でもそうでございますし、それから国民生活審議会、各方面ともいろいろ協議いたしました。いろいろな意見がもちらん出たわけでございますが、私は、現在の政府提案程度のところが一番バランスがとれたところだと思います。

といいますのは、事業者といつても、消費者に接する方々の中には、中小企業、零細企業がたくさんございます。そういうようなことを考えます

と、一律に全部の業種にかけるものとしては、余り消費者に有利、事業者に厳しいというものなかなかつかれないのではないか。もし、またそういう分野、例えば今の金融商品法とか、あるいは

住宅法とか、そういうものがあれば、その部分はその部分で特別法で特別に、金額が大きいとかいうようなときにはそういう特別法をつくるのはいいのですけれども、これからどんな業態が出てくるかもわからぬ。それで、一般的に非常に広く網をかけるものとしては、やはりこの程度が最適だらうと思つております。

○海江田委員 この第一条の「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかかる」、というの、これはまさに消費者団体がかなり強く主張してこういう文言が入つた。しかかも目的のところに入つてゐるわけですから、本来だつたらやはりこの考え方、十二条、そして附則という大變短い、基本的な、いわば包括的なルールの法律でございますが、こういう中に、やはりこの目的のところの精神が全体を貫かれていないわけがないのではなだらうかと私は思うわけですが、かなり強く主張してこういう文言が入つた。しかしながら、主張してこういう文言が入つた。しかかも目的のところに入つてゐるわけですから、本来だつたらやはりこの考え方、十二条、そして附則という大變短い、基本的な、いわば包括的なルールの法律でございますが、こういう中に、やはりこの目的のところの精神が全体を貫かれていないわけがないのではなだらうかと私は思うわけ

具体的に、すぐその後の第三条のところでも、実は今堺屋長官がおつしやったバランス論、いわゆる事業者と消費者のバランスが非常に巧みにとらわれてゐるのですね。

これはもう言うまでもないと私は思ふけれども、「事業者、消費者契約の条項を定めるに当たつては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものにならざつては、事業者に損害を及ぼすおそれがある」という規定の下に、この「配慮」という書き方です。

この「配慮」は、「配慮」という言葉がなくなることになりますから、大きな金額のものはともかくしまして、ちょっと世の中の一般的にかかる条項としては無理があるのではないかと思ひます。

○海江田委員 もちろん、何も金額の張るものだけではなくて、これはあらゆる契約ですから、別に書面を交わさないところもあるということは重々わかつておるわけでございます。

ただ、「消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なもの」というのは、これはもう当たり前の話であつて、その当たり前のことからまず「配慮」という形で一回オブラーントをかける。さらにそこから先に行つて、「消費者契約の締結について勧説をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならぬ」という。ここで努力規定が入つてくる。し

かべて、ラルフ・ネーダーですが、日本には買物客はいるけれども消費者はいないということを言つたように覚えてる、なかなかうまく言葉がこぼれてる感じがあります。

○海江田委員 それは私も全く同感であります。したがつて、消費者の方も、できるだけ消費者契約の内容あるいは商品の内容というものは、ついて知識を蓄えて利口な消費者になつていただきたい。

○海江田委員 そのためには、消費者の方にもできるだけ契約に対する態度を書いておるわけです。

この第二項で、消費者の方にもできるだけ契約については慎重かつ利口になつていただきたいといふ趣旨を書いておるわけです。

○海江田委員 それは私も全く同感であります。したがつて、消費者の方も、できるだけ消費者契約の内容あるいは商品の内容といふものについて知識を蓄えて利口な消費者になつていただきたい。

この第二項で、消費者の方にもできるだけ契約については慎重かつ利口になつていただきたいといふ趣旨を書いておるわけです。

かつて、ラルフ・ネーダーですが、日本には買物客はいるけれども消費者はいないということを言つたように覚えてる、なかなかうまく言葉がこぼれてる感じがあります。

これはまさに、消費者としての意識を持つて、ここがまず第一歩ですけれども、消費者がいかに努力規定が入つてくるわけですね。

そうすると、両方とも努力規定で、この意味で、ここがまず第一歩ですけれども、消費者がいかに努力規定と、その前に事業者の努力規定と、これを同じ第三条のところで、一項、二項で書き

政府が提案をしております法律の根本的な問題があるというふうに私は思うのですが、それはどうでしょうかね、牽強付会ですか、我田引水ですか。○堺屋國務大臣 今の例でございますと、国債をなんなりが売るときに、大いにその点は説明すべき事項と言えると思うのですね。だけれども、それを説明しなかつたから、では、それで取り消しになるかどうか、問題はここなんですね。取り消しにするほどのことかどうかというのが問題。

一例を挙げられるおつしやるとおりでござりますが、では、それをずっと並べてきて、今度は、例えば小売屋さんが売っている商品についてはどうだ、電気屋さんが売っているパソコンについてはどうだ。私どもパソコンの説明を聞かざるが世の中の自由市場というもので、そういう情報格差というものがあることを前提にして考えた場合、この程度の措置が最適ではないかと私は思つておられます。

○海江田委員 パソコンの話だとなんとかいろいろお話しになりましたけれども、実はこれは重要事項なわけですよ。そのことによって、買おうとするか、あるいは買おうとする意欲がなくなるかどうか、まさにそこにかかわってくる問題なんです。

今の国債なんかというのは、まさにお金の話なわけですから、元本割れを起こすのか、それとも、いや、いつ換金をしたって平気ですよということは、これはかなり大きな重要な事項の話だろうと思うのです。やはりその重要事項と一般的な説明義務の話を混同するということはおかしな話であります、あくまでも重要事項について話をしていますから。

例えば車なんかでいえば、特に中古車なんかで車が売るときあるいは流通市場で証券会社なりなんなりが売るときに、大いにその点は説明すべき事項と言えると思うのですね。だけれども、それが何万キロ乗っているのかとか、こういうのは重要な事項ですよ。だけれども、この車は右側のタイヤの方が左側のタイヤより少し減っていますよとか、こんなのは別に、それによって買う買わないと、その話じゃないですか。いいので、やはり重要な事項に絡んでそういうような問題点があるということ。

それから、まさに重要な事項の認識についても、ここでは一般的な人を想定しているのでしょうかけれども、そうじやなくて、そういう意味では、俗に理解力が劣ると言われているようなお年寄りだとかそういう人たちを本当にこの法律で守れるのかな、本当にこの法律ができるこによって自分たちは守つてもらえるのかなというような、安心感みたいなものを与える法律でなければダメだと思つています。

そこがどうも、重要な事項の、これは先ほど石毛さんの指摘にもありました、それから故意の話もそうでありますし、それから不利益のところの表現の話もそうでありまして、どうもこのところが不足をしているのじやないだらうかというふうな考え方。この辺、民主党の案は非常にはつきりしているのですよ。やはりきっちとそれははつきりさせなさいよというようなことを言つてゐるわけであります。

それから、特に年寄りなんかの場合はただし書きをすればいいわけですよ。この条文の後にただし書きをやつて、そういうお年寄りなんかのところにかかるべき事項を書いてあるけれども、おしし屋さんの時価と書いてあるけれども、おしし屋さんの時価とこの時価はどこが違うのかということを、やはり相手を見ながらきちつとした説明をするといふことがあって当然じやないだらうかというふうに私は思うのです。いかがですか。

○堺屋國務大臣 その辺へいきますと大分難しいところへ入つてくるのですけれども、例えば今のパソコンの話でも、私たちはインターネットでEメールと検索ぐらいしか使つていませんが、例えばコンピューターラフィックを使いたいという人にとってはそれが重要な事項になるでしょうし、なかなか難しいところがございます。

委員おつしやることは、まず一つは、情報提供を努力義務、もう一つは、後の方の十条でしたか、信義誠実の原則というのがついておりまして、消費者が、この人は余り御存じないだらう、この人はここがわからんだろうというときには、売り手は信義誠実の原則に基づいてできる限りのことはやらなければいけない、こういうようになつております。

それをもし一々書くとなりますと、今度はどんな商法が出てくるか、どんな商品が出てくるか、日進月歩でいろいろ形態が出てくるときに対応できなくなつてくるのですね。そうすると、逆に、ここに書いていないからこれはいいんだという穴を探す人が必ず出てまいりますし、消費者の方にもまた、どちらかといふとよからぬ消費者もおりますから、その辺を考えると、このあたりで一般法をつくつて、もし問題が出てきたらその部分の特殊法をつくつていくかといふような形で構成せざるを得ないのじやないかと思います。

○海江田委員 本当は逐条的にやつていこうと思つたのですが、確かに私も今、十条の話をしましたので、確かに私も今、十条の話をしました。

それから、この日進月歩の時代にどんどん新しい事態が起きてくるのじやないだらうかというお話をありましたので、私も質問させていただきましたので、私もまた、お年寄りなんかのところにかかるべき事項が入つていらないわけです。これほどまさに、日進月歩と言いましたけれども、実は日進月歩なんて今は古いとか、分進歩だとか、あるいはドッグイヤーで七年分が一年だとか、いろいろ言つてゐる時代に、本当にこれで確かに、包括的な民法のルールの法律ですよ、確かに、

それから堺屋長官も何度も引用しておりますが、パソコンなんかのEコマースですか、インターネットの取引で、オークションでいろいろなものを売りますよ。前は、改造けん銃みたいなものを売つて、警視庁の人がそれを手に入れて御用になつたりとか、いろいろありましたけれども、最近そういうオークションで、例えば今人気のあるいろいろな、ロボット犬とか、みんなが欲しがるものを作りますよというようなことを提供する、ネット上に出す。だけれども、実際にはそれが買えずに、お金は振り込んだけれども品物が送られてこない、どうもその品物自体がないのじやないだらうかということ。これはもう詐欺ですか、物がないのに売りますよということをネット

上に宣伝をして、そしてお金を集めたわけですか
ら、これはその意味では詐欺罪で、警視庁がこれ
から着手をすると、いうようなのがきょうの新聞の
記事なわけです。

これは、物が手元にないのにそういう形で申し
込みを行つたということですから、お金を詐取し
た、だまし取つたであろうと、いうことですけれど
も、例えさつきの車の話で、ネット上に中古車
の販売、幾らありますよ。

あそこで、これは過去に事故を起こした車です
よなどということを書かずに、普通だったらば、
普通の取引ならば、やりとりならば、ディーラー
さんのところに行つて、まさかこれは過去に事故
を起こしたようなそういう歴なんか、そういう記
録なんかないませんよね、ああ、ありませんよと
言つた、これはもう故意にうそをついたわけです
から。だけれども、ネット上でそういう記述がな
くて、こつちからもそういう問い合わせがなくて、
それでも入札をして、それで落札をした。と
ころが、その後、このお店に行つて、ディーラー
に行つて、ちょっとぐあいが悪いところを持つて
いたら、わあ、すごいのを買いましたね、これ
水を浴びていますよ、水没していますよとか、大
きな事故を起こしていますよとか言わされたら、こ
れはどうなるんですか。

○堺屋国務大臣 実は大変それは難しい問題なん
ですね。
インターネットのホームページにおいては、
勧誘に当たる行為が存在しないという問題があり
ます。したがいまして、重要事項についても不実
告知や故意の不告知ということが存在しないこと
から、この法律で契約を取り消すことができなく
なりますが、それはどういうふうに出ているかに
よりますけれども、ひどい取引というか、落差が
大きいときには、むしろ債務不履行の問題。御存
じと思いますけれども、中古車のあれを見ますと、
車歴何ぼ、こう書いていますね。だから、あれに
間違いがあつたとしたら、これは債務不履行の方
になると思います。

○海江田委員 私も見たことがありますけれども、
車歴何年、それから何キロ乗っていると大体書い
て、あとは価格ぐらいなものなんですよ、これは。
もちろん、何々型でいろいろなことが書いてあ
る。事故歴などというのは、私、見たことがない
わけですよ、そこに事故歴が書いてあるなどとい
うのは。
だから、この場合、当然買った人にしてみれば
そういう不満を持つわけで、これは重要な、当然
意かどうかというのは立証するのは非常に難しい
わけですけれども、対面とはやはり違うケースが
既にあるわけですよ。このとき、この法律で守ら
れるのですか、守られないのですか、これは。
○堺屋国務大臣 事故歴というのは多分書いてあ
ると思いますけれども、あつてなかつたらこれは
買っていると思いますね。
だから、それは果たして重要事項かどうかとい
うところは大変微妙なところだと思いますが、多
分、事故歴は書いてある方が多いと思いますが、多
(海江田委員)「書いてあるということないですよ」と呼ぶ)書いてないですか。書いてなかつたら、
消費者の方はそういうことを前提として取引すべ
きだと思います。

○海江田委員 いや、消費者は当然関心があるわ
けだけれども、与えられているデータがそれしか
ないものですから。しかも、一応、ではそれだつ
たらといって、またメールを送つてとか、いろいろ
やればありますけれども、とりあえずやはり値
段、これは一種のオーフショットですから、指し値
をするわけです。それでうまく落札したとかいう
ケースは結構あるんですね、現実問題として。
だから、そういううきにもやはり、さつきの債
務不履行とかなんとかいう話はありますけれど
も、これも、特に業者と個人であれば、立派にこ
の法律が本来包摂しなきやいけない話であつて、
私は何もそのことがどうかということだけじゃな
くて、これはもう長官自身がそういうコンビニー
ターの取引とかいう話もおやりになつたわけです
けれども、やはりそういうふうに特に非常に大き
な変化の時代だから、そういうものに対応できる
ような備えはしておかなければいけない。
被害者がたくさん出てからとかいう話は全然こ
こで書いている精神と違うので、むしろ、そういう
ことですけれども、対面とはやはり違うケースが
既にあるわけですよ。このとき、この法律で守ら
れるのですか、守られないのですか、これは。
○堺屋国務大臣 それは実際にやりますとむしろ
逆でございまして、もしこれ、消費者の思う重要
事項を全部書けといつたら、ホームページにだ
あつと並びますよ。
だから、ある程度消費者の方が、必ずEメール
で問い合わせて、例えばオーフショットなんか出来
ると、これはどういうあれかという自分の関心事
項を問い合わせするというのが普通でございまして、も
しそれなしに、一般的に消費者の関心事項と
のを全部入れるということになつたら、データが
大変煩雑になつて、かえつて難しくなる可能性が
高いと思います。そこはちょっと非常に微妙なと
ころ、具体例になるとだんだん微妙になりますけ
れどもね。

だから、私たちのあれだつたら、こういうことと、
こういうことと、こういうことは教えてくれと必
ず聞いて、それでうそを言つていたら、これは不
実告知ですから取り消しできます。大抵はそう
やつて、やつて、この間の商工ローンみたいに自ら玉売れ
とかなんとか言えば、これは脅迫ですから、それ
はそれで刑法で処罰をされますけれども、そうい
う脅迫にはならない。だけれども、ここで言う物
理的にその人間を電話口のところにくぎづけにし
て、そして結果的に契約を交わさせたということ、
これは幾らだつてある話なんですよ。電話じやだ
めなんですか。
○堺屋国務大臣 本法では、電話のしつこい勧誘
といふだけでは取り消しの理由にはなりません。
そういうのが出ていないというのは、これはおか
しな話じやないです。

あるいは、恋人商法などいうものもあるそうですね。

何か、いかにもその人に興味、関心がある、これは男性だけとは限らない、女性の場合もありますけれども、同性の場合はあるのかどうなのかわかりませんけれども、異性にあたかも興味、関心があるようになつて、実際のところは異性に興味があるんじやなくて物を売らんがために近づいていった。だけれども、その販売員の目的というものを全然相手は理解をしないから、契約を交わしました。契約を交わすときに二回目のデートの約束をした。だけれども、契約を交わしたら二回目のデートはすっぽかされたというようなところで、何だこれは、その目的が、まさに物を売らんがために近づいたんじゃないだろうかというようなことも当然あるわけですよ。これはこの法律で排除できるんですか。

○堺屋国務大臣 デート商法というのは、これでは必ずしも取り消しの理由にはなりません。あくまでも、ここで言つておりますのは不退去、監禁という二つでございます。

また、訪問販賣法のクリーリングオフの規定などで救済されるということは別途ございますが、デート商法等の、さつきの電話もそうですけれども、どこまで区切りをとるか。まず相手の興味のありそうな話を持ちかけて、例えば、この花がきれいでしょうとか、こういうところへ行つたことがありますか? といふことから話のきつかけをつくるといふのは、世の中にいっぱいあることに対して、デート商法と云う特定のことを指しているのかもしれませんけれども、他の、これを売ろうという自分の目的の前に、何か世間話から入ると、いうのは、これを全部取り消しの理由にすると、世の中の商売の半分ぐらいはやりにくくなると思うんですけれども。

○海江田委員 そんなことを言つているわけないわけで、それは長官も重々御承知のわけござります。それはいろいろ、ここにちはから始まつて、きょうはお天気がいいですねとか、これは別

に物を売るときには関係ないけれども、そういうのが当たり前であります。そうじやなくて、やはりこれは、まさに物を売らんがための一つのテクニックといいますか、やり方として、デート商法というまさに商法の一つとして、しかも業としてあります。まさに商法の一つとして、しかも業として繰り返し繰り返し、何回も行われているわけですよ。

一人の人間が何人も何人もそういう被害者をつくつてゐるわけです。被害者からそういう苦情が上がってきた。消費者センターに、この人からも来たよ、この人からも来たよ、この人からも来たよ。どうもそれをやつてゐる人は同じ人物だ、年格好だとか、風体だとか何かからいって同じようないだんだというようなことがわかつても、それは残念です。訪問販賣法の問題はありますけれども、この消費者契約法では何ら、それはもう契約解除ですよと言えないということは現実問題ですね。

○堺屋国務大臣 今のケースでいいますと、ほとんどそれは詐欺に近いと思うんですね。同じことが何回も繰り返されて、しかも、他の目的で誘つて、それでうまく乗せてということになりますと、それはむしろ重犯、何回もそれを繰り返している、あるいは組織的に大勢の人を使ってデート商法を繰り返しているということになると、それは詐欺の可能性が強いと思います。

○海江田委員 詐欺ですか。ほかに配偶者がいるのに結婚しようとか言えれば、それは結婚詐欺といふまた別な問題になりますけれどもとにかく、その手の商売をするの方は、だまされる人よりもはるかに上手なんですよ。私が言うまでもない。これは幾らも事例がありますが、こんな例も聞いたことがあります。

例えば、商売をやろうというときに、不動産などを、不動産じゃなくてもいいんですけど、どこかのセールスマンが言つていましただけれども、何かとにかく契約書を交わす。契約書を交わして内金を入れてもらったら、例えばその日の夜の十一時ころそのお宅にもう一回行つて、いや、申

しわけなかつた、事務所に帰つてまた計算をしてみたら金額が二十円違つて、私は二十円余計にいただき過ぎた、だから、申しわけないけれどもひとつこの二十円をお返しますと夜中に訪ねた二十円の差のところにもそういうふうに細かく気を配つて、そして、わざわざ夜なのに私のところへ二十円届けに来てくれた、ああ、これはこの人の言うことを聞いておけば間違いないというふうに信じ込んで、とんでもない大きな失敗をしたとか、これはもう手口なんですよ。

だまされる方は、何回だまされても、だまされるプロなどというのはいませんけれども、だます方というのはプロなんですから。その意味では、よっぽどの種の法律を、個別の業法でやるんなら細かく決めなきゃいけないし、それから大きな包括法でやるんなら、まさにこの消費者契約法のように包括ルールでやるんなら、これはやはりなるべく抜け道がないように大きな網をかけなきやいけない、それこそ天網恢恢にして漏らさずのようだ。疎で粗いけれども漏らさないよといふことにしなきゃいけない。天網恢恢にして漏らすですよ、はつきり言つてこの法律は。

だから、このところをやはり、民主党の案などを挙々服膺していただいて、きょうはちよつと四字熟語が多いですけれども、本当に大いに参考にしていただきたいと私は思うんです。今、ちょっと短い問の質問でも、電話にも対応できませんよ、デート商法にも対応できませんよとか、対応できないのが多過ぎるんですよ。いかがですか。

○堺屋国務大臣 このくらいの粗いのが天網恢恢疎だという感じがしております。これ以上詰めると網にごみやジャコが詰まつて大きな魚がとれなくなつちゃうという感じのところなんですね。逆に今度は、駐車場をやつていると、ちょっと当たつたから云々とか、これを言わなかつたからおれの車がこすられたとか、そういうようなトラブルもいっぱいあるわけですよ。

そういう両方のことを考えますと、やはり、特

別のものは特別のものとして取り締まつて、消費者契約法という民法全体を労働契約以外すべて漏れなくかけている法律としては、こういうようなところが一番いいところではないか。これでも從来に比べますと相当大きな前進であり、しかも契約段階と無効段階の両方を網羅している非常に体系的な消費者契約法として、私はこれは世界に冠たるものだと思っております。

○海江田委員 とても私は世界に冠たるものだとは思えないわけです。

それから、やはり消費者団体だとかなんだとかの人たちの意見ももう一度よく聞いてみて、確かに第一条の目的のところはいいことを書いてくれたとか、さつき石毛さんも話をしましたけれども、やはり最後の方が、本当に竜頭蛇尾じゃないですけれども、どうも違つちやうんじやないのと、私のところにも随分いろいろな意見が来ていまさつきちょっとお話ししましたけれども、せめて三年後の見直しぐらいは附帯決議に入れてくださいとか、さつき石毛さんも話をしましたけれども、団体訴権の問題だとか差しとめ請求権の問題も出ていないけれども、やはりこれは将来の検討課題として附帯決議でもぜひ入れてくださいとか、切実な、こういう政府案ができる、不十分だけれども、しかも今の自公保という数の上で大変大きな数の人たちがいて、このまま通つてしまふんじゃ大変だから、せめてそれくらいのことはしっかりと言つてくださいよというような意見が相次いでいるんですよ。

そういうことにきちっと耳を傾けて、できるだけやはり、これはそういう人たちのための法律なんですから。バランスということも大事ですけれども、そのバランスというのは、あくまでも第一項に書いた消費者の方にウエートをかけたバランスだということ、このことは言つておきたいと思います。

それからもう一つ、もう時間がありませんけれども、第七条の取り消し権の時効の話です。これ

は、追認できるときから六ヶ月間行わないとき取り消し権は消滅をする。特に六ヶ月。それからもう一つ、五年もありますけれども、特に六ヶ月とさつきの話でもいいですけれども、車が事故を起こしたときに気がつかない。事故を起こしたということに気がついてからですね、この場合の追認できるというのは。車を工場に持つて買ったのですか、大きな事故を起こしていますよということを言われた。そこから六ヶ月ということになりますと、例えばディーラーに行っています

いろいろ交渉を始めても、そのディーラーが、はいわかりました、申しわけありませんと新しいのをくれるということには必ずしもならないわけですよ。

これはまさに消費者センター等にいろいろな苦情が行つていると思いますが、その苦情の解決がそこで苦情を言ってそこから話がスタートをしました、申しあげられませんと新しいのをたつて、六ヶ月、あつという間に済んじやうのですよ。事業者の方も最初から非を認めないので、事業者の方も最初から非を認めないので、引き延ばしをやるのですよ。そのとき、この六ヶ月といふのはいかにもやはり短過ぎるのですね、これはこのところはどうですか。

○堺屋国務大臣　これは、解決するまでが六ヶ月ではないに、通告、通知すればいいのですね。本法の対象になる消費者契約について、一方が気がつくと、取り消し権の行使期間は、これを取り消しますということを通告すればいいので、その間にトラブルがあつたり何かして解決するまでが六ヶ月ということではございませんから。だから、事故があつたと思ったら修理屋さんがおかしいと言つたら、すぐはがきか書面で通知しておけばいいのです。

○海江田委員　それはわかりましたけれども、だけれども、その場合でも、例えば、車の工場に行くまでにまさに六ヶ月たつちゃったなんというケースは、幾らでもありますね。これは要するに、

先ほどの話ではないけれども、詐欺だと強迫による、民法の方で言うとこれは五年ですよという話であります。されども、それよりも、ここで決まりがある。だけれども、それよりも、ここでは、誤認だということであれば、五年よりも少くして、誤認で半年というのではなくこれは若干これは短過ぎたのですけれども、どうして六ヶ月でなければだめと言つてはいるはずですね、これは。やはり三年ぐらいのところにしても何の不都合はないと思うのですけれども、どうして六ヶ月でなければだめなのですか、これは。

○堺屋国務大臣　契約の取り消しという行為は非常に重要な事項でござりますから、追認が、わかつてから三年とということになりますと、かなり売買が不安定な状態が続く可能性がありますね。

いろいろな例がございまして、民法の意思表示の場合とか、あるいは民法百五十三条の債権者の催告期間とかいうような例もございます。そういったものから見て、気がついてから六ヶ月で通知だけというのはそれほど短くないと思うのですけれどもね。

○海江田委員　何か非常に感覚的な、それほど短くないと思うとかいう話を出しますが、民法で五年、この契約法で六ヶ月といふのはちょっとバランスを欠くのではないかとううに思うわけでございますが、それは私の考え方であります。それがから、民主党もそういう案を出しておりますので、これはだれに聞いたってそっちの方がいいと言ふに決まっていますが。

最後に小池次官、先ほどからずっとお座りいた

だいておりましたが。

堺屋長官もいろいろ、バランスが大事だというお話をされましたけれども、どうですかね、バランスという話ではなくて、本当に磨きがかかるといいものになればいいのですけれども。少し私は第一條から、冒頭にも言いましたように、後退をしているのではないだろうかとううな意見を持つていてるところであります。

それで、これは私だけの意見ではなくて、そういう意見を持つていてる人がたくさんいるということがありますので、委員長、ぜひ附帯決議なり、あるいはもちろん修正なりをしていただいて、本当に多くの消費者が、いい法律ができたといふことを歓迎できるような状況をつくっていたいと思います。

そこで、こういう事例の場合に、消費者契約法によつて被害が生まれないようにするには、この段階ではないのですね。資格商法でもなく、しかし、引っかかった場合には被害が出てくるという問題を持つていてるわけです。

そこで、こういう事例の場合に、消費者契約法によつて被害が生まれないようにするには、この消費者契約法のどういう条項等を活用するとうまくいくのかとか、あるいは消費者センターなどを通じたP.R.で、こういう場合、何が必要なのか、こうのことについてまず伺つていきたいと思ひ

○中山委員長 吉井英勝君

○吉井委員　日本共産党的吉井英勝でございます。私は、前回に引き続きまして質問を行いたいと思います。

よく配られているチラシについてお渡しをしていますので、ごらんになつていらつしやるかもしれません、要するに「インターネットでお店を開こう」というチラシです。「売上げゼロに近いお店がインターネット通販で大繁盛」手作りの子供服販売している主婦がいます。自分でデザインした鉢植えを販売している主婦がいます」と。ですから、この範囲では、これをやって半年間で何円売り上げが上がつたとか、断定的判断の提供ということはありません。「インターネットのお店は、二十四時間、雨の日、台風の日も開店。年中無休」パソコンの購入から配線、インターネットを見る設定まで致します。「ホームページの掲載料は、インターネット接続会社のサービスで無料になつてます」。あとでは、注文が届いているかどうかメールをチェックするだけです。あとは、注文が届いてるかどうかメールをチェックするだけです。一日十円、三十一日で、一ヶ月三百円と記載して、固定した住所、電話、ファックスなどがなくて、フリーダイヤルの番号だけ記載してあるのですね。

ですから、これはいわゆるチラシ商法でもなく、内職商法でもなく、インターネット通販でも、この段階ではないのですね。資格商法でもない。しかし、引っかかった場合には被害が出てくるという問題を持つていてるわけです。

そこで、こういう事例の場合に、消費者契約法によつて被害が生まれないようにするには、この消費者契約法のどういう条項等を活用するとうま

と思うのですね。この点について、大臣の見解を聞きたいと思います。

○堺屋国務大臣 この消費者契約法は、一般的に対象にしておりますから、それが相対であろうが、全部電子メールを使おうが電子商法であるが、全部対象になりますから、その限りでここにある不実告知とか困惑とかになれば解除できるわけございます。

見直しの件でございますけれども、こういうとき、先ほども申しましたように、世の中が変われば当然その見直しというのは必要ですが、今、何年先にどう変わるかなんということはちょっと予想困難でございます。また、Eコマースにつきましては、Eコマースそのものとして通産省と郵政省の方で検討している面もございます。そういう体系の中で考えていなければいけないことでございますので、この法律の中で何年とかいうようなことを固定するのは、かえって現実にそぐわないという感じがいたします。

世の中の変化に応じて、行政、法制というのは変わってくるべきものだと考えております。

○吉井委員 いや、逆に、今もおっしゃったように、これからも検討していくんだと。ですから、その点ではきちんと、一定期間後に見直しをする、それは附則の中で、出発の時点で入れたらいのではないですか。入れるのが筋ではないかと思うのですが、どうですか。

○堺屋国務大臣 何年とか、附則で入れるとするところになると、世の中の事態の変化に応じて変わっていく。これはもう、道路交通法でも何でもそうなんですが、その方が正しいので、何年先、それまでやらない、それは必ずやるというような時期ではない。

したがつて、これは附則で入れるべきものではないと考えております。

○吉井委員 何年先とか入れない方が正しいといふ今の考え方ですよね。あるいは、先ほども答弁

ありましたし、せんだったもありましたが、法律の信頼性をゆるがせにするというお考えですね。

しかし、実は、附則に見直しを入れているのは、たくさん法律であるのですよね。一九四八年七月二十九日公布の政治資金規正法附則第十条で、施行五年を経過したときとか、五〇年七月の地方税法では、附則第十条で、五年を経過してと。

五〇年十二月十四日公布の中小企業信用保険法では、附則第二項で、二〇〇一年三月三十一日までの間にと。五七年三月公布の租税特別措置法では、五年を経過して、六五年の三月の所得税法の附則五十五条でも、五年を経過して、九四年一月の政党助成法附則第六条でも、五年を経過してと。スポーツ振興、いわゆるサッカーライフ法ですね、これでも、七年を経過してですし、金融再生健全化法では、二〇〇一年三月三十一日までの間にと。

だから、見直し規定を附則に入れた法律はいろいろあるのです。法律の安定性を欠いているとかその方が正しいと言い出すと、これらの法律は安定性を欠いていたとか正しくない法律であったということになるわけですね。ですから私は、安定性をこれらの法律は欠いていたとお考えなのか、正しくないと考えていらっしゃるのか、それをまづ伺つておきたいと思いますよ。

○堺屋国務大臣 すべての法律で見直し規定があるのは正しくないと申しませんが、まず、民事規定という非常に一般的な人々を対象としたもの、その点ではきちんと、一定期間後に見直しをする、それは附則の中で、出発の時点で入れたらいのではないですか。入れるのが筋ではないかと思うのですが、どうですか。

○堺屋国務大臣 何年とか、附則で入れるとするところではありますけれども、世の中の事態の変化に応じて変わっていく。これはもう、道路交通法でも何でもそうなんですが、その方が正しいので、何年先、それまでやらない、それは必ずやるというような時期ではない。

したがつて、これは附則で入れるべきものではないと考えております。

○吉井委員 政党助成法とかサッカー法とか、そういう特定

れども、民事規定でこれを入れますと非常に多くの人々にかぶつてくるものですから、特定の期日を明確にするというのは困難だらうと思うのですね。

○吉井委員 今、変化があつて議論があつて入れたものだというお話ですが、しかしまさにこれら、団体訴権についても法制審その他での議論もあり、それから、私もですが、私以外の議員の方たちからも、電子商取引その他の問題について、まさに今問題になつてゐる。この電子商取引については現実にいろいろ議論、検討が始まつてゐる話なんですよ。だから、出発の時点で附則に見直し規定を設ける、「これは私は、まさに今おっしゃった答弁からしても筋にかなつたものだと思いますよ。」

もう一度伺いたいと思います。

〔委員長退席、小林(興)委員長代理着席〕

○堺屋国務大臣 むしろ、委員の仰せのことここでございますと、例えば、Eコマースについての法律がどうなるか、あるいは私法関係の、民事訴訟法がどうなるか、その時期が今とところわかりません。もしそういうところで大きな変化が出てきたら、やはりこの法律にも影響は出てくると思いますが、それはいつなのか、ちょっと時期的予測が不可能でございます。

そういうときですので、世の中の変化に応じて法律が変わつていく、というのは当然あることだと思うのですが、それを、民事訴訟法が三年後に変わることで、特定の期日を限つて見直し規定を入れるべきではないと思つております。

委員が例示を挙げられた中に私もよく存じてゐるのもございますけれども、そういうときにはいつもいろいろ議論があつて、こういうような変化が予測されるとか、あるいはこういうような不都合が起つて、いろいろな過程でついたものが多いだろうと思うのです。

○吉井委員 これまでから五年後見直しを決めた附則のついた法律で、しかし、五年たつてその後の基本ではないかと思います。

て、そのままで十一年二十年と経過しているものだつてあるわけです。ですから私は、法の安定性という理屈とか、その方が正しいことでもつて見直し規定を否定する、附則に入れることを切り捨てるというのは間違つてているということを指摘して、次の問題に入つていただきたいと思います。

次に、少しまともと戻りまして、第四条、消費者が契約を取り消す場合の問題に移りたいと思います。

この点では、消費者が誤認をする重要な事項というのは、不実告知と、将来の変動が不確定であるのに断定的判断の提供など、やはりこういうふうに狭く限定しないで、類似の事項の場合は取り消すという立場で臨むべきだと思うのですが、これについても大臣のお考えを聞いておきたいと思います。

〔委員長退席、小林(興)委員長代理着席〕

○堺屋国務大臣 取引において、取り消しというの非常に強い効果でございます。また、物によつてはその間に劣化とか変化とかもいたします。したがつて、取り消し条件というのは明確にしておく必要があると思うのですね。

事業者の側からも消費者の側からも、何で取り消せるかということが不明確でございますと、非常に取りの安定性を損ないますし、そもそも所有権が確定しないようなままで置いておく形になります。

○堺屋国務大臣 取引において、取り消しというの非常に強い効果でございます。また、物によつてはその間に劣化とか変化とかもいたします。したがつて、取り消し条件というの明確にしておき必要があると思うのですね。

事業者の側からも消費者の側からも、何で取り消せるかということが不明確でございますと、非常に取りの安定性を損ないますし、そもそも所有権が確定しないようなままで置いておく形になりますから、これはやはり取り消しという民法ルールとしては最も厳しいものを適用する限りは、内容は明確に限定しておくるという方が正しいのではないか、いいのではないかと思います。

○吉井委員 これは、やはり狭く限定して誤認をした消費者被害を切り捨ててしまふのではなくて、大体、不実告知とか、不確実であるのに断定的判断を提供というのは、相手もさるもの、微妙なところをいきますから、だから私は、類似事項は広く取り消すことによって消費者が守られるようになります。その運用というのを、それぞれのケースに合わせて、実態に応じて対処する。大臣、そういうふうにやはり考えるべきじやありません

せんか。

余り狭くして、ぱつぱつと一刀両断に切り捨てるのじやなくて、現実の法の運用の中ではケースを合わせて、なかなか切りにくくても、類似のケースで現に被害が出ている、生まれてくる、そういうケースが多いわざですから、そういう誤認をした重要な事項については取り消しをする、それぐらいの運用の仕方というものをやはり考えるべきじやありませんか。

○堺屋国務大臣 この法律は裁判外解決が多いものですから、実際の運用になりますと話し合いということが多くなると思います。その段階でどういう範囲をとるかというのは、ケース・バイ・ケースということが出てくるんだろうと思います。

確かに、委員仰せのように、非常に消費者がかわいそだとか事業者の方が悲らつだとかいうようなケースもあるうかと思いますが、裁判になつたときと違いまして、裁判外というのはそういう彈力的な部分はあるうと思います。

○吉井委員 日弁連の一〇番にも相談が寄せられた事例に、パラジウムなどの先物取引、一週間で三倍になると言われてパラジウムの先物取引をしたら、追い証を求められ、もうやめたいと思っても、損金を払え、払わないとだめだと応じてくれない。

この種のものが、実は先物取引で随分多いわざですね。パラジウムその他のもの、あるいは金融商品などの先物取引を断定的判断の提供でさせたときには、損金を出させたときに、契約時に支払った金額は返還されるものになりますというのが経企庁の方のあらかじめのこの法案レクのときの説明でしたが、こういう場合はもとの状態で返せられるようになります。こう理解していいですね。

○金子政府参考人 ただいまの委員の御指摘は断定的判断の提供ということになると思われますけれども、その場合には契約を取り消すことができる、契約を取り消した場合には原状を回復するということですから、その当初のお金を返してもらうということになると思います。

○吉井委員 不審告知、断定的判断の提供によつて誤認して先物取引の契約をしたとき、これは今までの答弁どおりですね、契約は取り消しできる。これに類するものについても、類するということは、パラジウムその他のもの、こういう場合の契約取り消しはできるというふうに理解しておきたいと思います。

○金子政府参考人 断定的判断の対象ですけれども、これは変動が不確実なものということでありまして、その内容は財産的なものだということで、金の先物取引だと証券だとか、そういうような財産取引に係るようなもので不確実なものについて、断定的判断を提供し、それによって誤認をした場合には取り消しができるということであります。

○吉井委員 次に、「故意」の立証責任の問題です。法案では、消費者に不利益になることを告げなかつた場合に取り消すことができるとしているわけですが、そのことで問題になるのが、故意に告げなかつた場合に限定しているという問題ですね。これがいろいろ議論の出されているところであります。

○吉井委員 次に、「故意」の立証責任の問題です。法案では、消費者に不利益になることを告げなかつた場合に取り消すことができるとしているわけですが、そのことで問題になるのが、故意に告げなかつた場合に限定しているという問題ですね。

言つた言わないとなり、言つたとしても重要な項目の規定に当たらないとされたり、故意に言わなかつたのではないとされると、例えば、目的隠匿型、SF商法や恋人商法のようなものは、消費者契約法では事業者の方が有利になる場合もあり得るわけです。しかし、販売する人間が次々かわるなどと、それが故意であったと消費者が立証するこれが極めて困難になる。こういう場合も非常に多くあり得るわけです。ですから、こういう点で

は、やはり「故意」ということは外すべきだと思うのですね。これは大臣、どうですか。

○堺屋国務大臣 「故意」とは、当該事業者が、当該事実が当該消費者の不利益になるものであることを知つておらず、かつ当該消費者が当該事実を認識していないことを知つておらずあえて言わなかつた、こうのことござりますけれども、事業者として、当然重要な事項だと知つていながら、そして相手も知らないだろうと思つて言わなかつたということは、詐欺の場合と違つて、非常に範囲が広くなります。

だから、確かに先生おっしゃるように、どんどんセールスマントがわづてというようなケースもあるうかと思いますけれども、例えば、セールスマントをわざとかえていたりすると、やはりこれは一つの故意と見ることができます。だから、これは詐欺その他の故意と違つて、かなり広く受けとめられるんじゃないかと思います。

○吉井委員 そうすると、実際問題としては、法律案に「故意」が入つていても、消費者が契約締結に際して必要な事項を消費者が理解できる方法できちんと提供されていない場合、そういう場合は、この「故意」という文言があつたとしても、立証なしに契約取り消しというのはできますね。

○堺屋国務大臣 それはちよつと無理だと思うのですね。やはりこの法律では、故意ということは消費者の方が立証するということになつておりますから、全然立証できない状態で取り消すといふのはちよつと無理だと思います。

○吉井委員 契約締結に際して必要な事項を消費者が理解できる方法できちんと提供するということは、私は、本来消費者契約法が想定している考え方だと思うのです。その考え方をきちっとやっておれば、法律上「故意」という言葉は入つておろうとなからうと、本来、それで正常な契約になると想うのです。しかし、消費者が理解できない方があつたとしても、やはり「故意」を入れおかないといけないと。消費者側は、これで契約解除したいという場合も举証責任が求められる。こういうことになると、これは本当に消費者何だかいうことでもって、やはり「故意」を入れおかないといけないと。消費者側は、これで契約解除したいという場合も举証責任が求められる。こういうことになると、これは本当に消費者が理解できる方法できちんと提供しなかつたところでは、もしそういうことでいくならば、私は「故意」という部分は削除するべきだ。

しかし、文言が入つておつたとしても、私が今度も、それは仮に「故意」という文言が入つておつたとしても、この場合は举証責任を要求されることが多いましたような、消費者が理解できる方できちんと必要な事項を提供していかつたならば、それは仮に「故意」という文言が入つておつたとしても、この場合は举証責任を要求されるべきじゃないと思うのですよ。私はそういうふうに法律というものは立証責任を要求されることなく契約の取り消しができる。私はそういうふうに法律というものは考えていくべきじゃないかと思うのですが、この

サービスへのアクセスの向上等の観点から検討し、結論を得て所要の措置を講ずることいたしております。

こういうものを受けまして、内閣に設置されました司法制度改革審議会で、今日日本の司法制度全般について審議しておりますが、その司法制度改革審議会では、取り上げるべき論点の中に、弁護士と隣接法律専門職種との関係、もちろんこの中には司法書士の簡易裁判所での代理権の問題も含まれておりますが、これを取り上げるということを正式に決定いたしております。したがいまして、これからこの司法制度改革審議会において、国民的見地に立ちまして、この問題が審議されることと思つております。

私ども法務省といたしましても、資料の提出その他、この審議会の審議が十分になされますよう全面的に協力していくつもりであります。

○知久馬委員 ありがとうございます。

少額事件の場合ですけれども、法律相談を弁護士さんにお願いするだけでも大変だと思うんです。例えば、五万円の被害で一万円の相談料というようなことになつたら、本当に簡単に相談もできません。しかも、地方の方ではそもそも弁護士の先生が少ないというような状況でございます。そこで、先がた話されたように、司法書士さん等の一定の資格を持たれた方で弁護士以外でも業としてできるようすべきだということをお願いしたいと思うわけです。

時間が参りましたので、続きにつきましてはまた次回にお願いしたいと思います。大変ありがとうございました。

○小林(興)委員長代理 次回は、来る十四日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時二十六分散会

平成十二年五月十日印刷

平成十二年五月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局